

法人会 NEWS

令和3年5月21日発行

第96号



東和町 農家民宿かじか村

東和町米谷地区にある農家民宿かじか村は、築150年の古民家をリフォームした里山体験型の民宿で四季折々の風景が楽しめます。

目次

- P. 1 東和町 農家民宿かじか村
- P. 2 佐沼税務署からのお知らせ
- P. 3 宮城県税事務所からのお知らせ
- P. 4~5 高齢者雇用安定法への実務対応
- P. 6 コロナ禍を生き抜く経営ヒント
- P. 7~8 会員企業リレー、法人会トピックス

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

e-Tax 納税にはダイレクト納付が便利です！

電子申告で効率UP!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

e-Taxを利用して所得税の申告をするところのメリットが！

添付書類の提出省略 還付がスピーディ

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページをご確認ください。

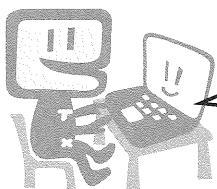
イータックス 検索

事業者の
みなさまへ

令和5年10月1日から
消費税の仕入税額控除の方式として
「適格請求書等保存方式」
(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

インボイスを交付する事業者となるには
事前に登録申請が必要です!

【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】



登録申請は、e-Taxをご利用いただくと
手続がスムーズです。

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された
請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイス制度について

専用ダイヤル

【フリーダイヤル】 0120-205-553

【受付時間】 9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



自動車税種別割の納期限は5月31日(月)です!

~期限までに納付されるようお願いします~

令和3年度の自動車税種別割納税通知書は、令和3年5月11日(火)付けで県内一斉に発送されておりますので、届いていない場合は最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

納期限まで納付されない場合は、延滞金がかかることがあります。自動車税種別割は、県の様々な事業を行うための貴重な財源ですので、納期限までに納付されますようお願いします。

自動車税種別割の納付などに関するご質問がある場合は、納税通知書を発行した県税事務所にお問い合わせ願います。

☆ 納める方

- 自動車税種別割は、毎年4月1日午前0時現在で車検証に記載されている所有者に課税されます。自動車を譲渡しても、名義変更の登録手続きが4月以降となった場合は、自動車を所有していると判断され、自動車税種別割が課税されます。
- なお、割賦販売等で売主が所有権を留保しているときは、買主が所有者とみなされます。

☆ 納める方法

① 金融機関窓口・コンビニエンスストア・県税事務所窓口での納付

- 納税通知書の裏面に記載の金融機関、コンビニエンスストア又は県税事務所で納付してください。
- 納付の際は、ミシン目から上下に切り離して、下部の横3連の納付書をそのまま窓口にお出しください。
- 納付書を切り離したり、バーコード等の情報が汚損されていると、納付できない場合があります。その際は、納税通知書を発行した県税事務所にお問い合わせください。

※②ペイジー、③スマートフォン決済アプリ及び④クレジットカードにより納付される場合は、事前に宮城県総務部税務課ホームページ「税金の種類・納付の方法」から、ご利用にあたっての注意事項をご確認願います。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/nouzei-kankei.html>)

② ペイジー(Pay-easy)による納付

- ペイジーは、インターネットバンキングや金融機関のATMを利用して県税の納付ができるサービスです。
- ペイジーで納付するためには、事前手続（金融機関との契約）が必要です。詳しくは各金融機関のホームページでご確認いただくか、各金融機関にお問い合わせ願います。

③ スマートフォン決済アプリによる納付

- スマートフォン決済アプリ（モバイルレジ、PayB、PayPay、LINE Pay）を利用して納税通知書に印刷されているバーコードを読み取ることで、納付することができます。決済手数料はかかりません。

④ クレジットカードによる納付

- ご自宅の「パソコン」、「スマートフォン」からクレジットカードを利用して納付ができます。令和3年4月より納付方法が新しくなりました。

なお、税額のほかに支払い手続き1回ごとに決済手数料がかかります。

納付サイト名：https://koukin.f-regi.com/fc/miyagi_pref/

決済手数料一覧

納付金額	手数料（税込）
1～10,000 円	110 円
10,001～20,000 円	220 円
20,001～30,000 円	330 円
30,001～40,000 円	440 円
40,001～50,000 円	550 円

以降同様に上の納付金額の区分が10,000円増えるごとに手数料110円（税込）ずつ加算されます。

改正

4月から「70歳までの雇用・就業」確保へ努力義務!

表1【高齢者雇用確保措置】平成25年4月1日より

- ① 65歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 希望者全員を対象とする65歳までの継続雇用制度の導入

表2【高齢者就業確保措置】令和3年4月1日より

- ① 70歳までの定年の引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度の導入
特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

改正「高齢者雇用安定法」（高齢者等の雇用の安定等に関する法律）が令和2年に成立し、令和3年4月1日から施行されます。これまでの「65歳までの

高齢者雇用確保措置と高齢者就業確保措置

平成25年の改正により、事業主に65歳までの希望者が全員の雇用確保措置が義務付けられ、令和6年度には一部残っている経過措置も終了し、全面義務化となります。

「高齢者雇用確保措置」とは、表1のものをいい、企業はいずれかを実施する義務があります。

令和3年4月からは、上記の「高齢雇用確保措置」が実施されることを前提に、70歳までの雇用又は就業を確保することが努力義務とされま

雇用確保」義務に加え、「70歳までの就業確保」が努力義務となります。
企業が対応すべきポイントを現行法と比較しながら、みていきましょう。

また、基準を設けて対象者を限定する場合、対象者の基準の内容は、原則として

いる企業があるかと思いま

すが、これでは70歳までの就業確保措置を講じていることにはなりません。

創業支援等措置

平成25年の改正法が施行されたとき、「希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入」を選択する企業がほとんどでした。

いきなり定年をなくす、または60歳定年を65歳に引き上げる、というものに比べ、3つのうちで一番導入しやすかったのだと思いま

す。今回も70歳までの継続雇用制度の導入を検討する企業が多いのではないかと予想されます。

現状、就業規則に65歳までの雇用継続制度を規定した上で、「会社が必要と認めた場合、65歳以降も継続して雇用する場合がある」

創業支援等措置には、2種類あり、1つは「起業に対する支援で、65歳到達後の中高齢者と、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度を設けます。

従業員は、雇用労働者ではなく、個人事業主の立場で仕事を請け負い、報酬を得ます。

当該高齢者はそれまでの福利厚生部分がなくなり、例えば、年次有給休暇がないかもしれません。それでも労災補償を受けることができなかつたりします。

また、企業は、そもそも就労の実態が「労働者判断の基準」に照らし、偽装請負にならないよう注意することが必要です。

2つ目は、社会貢献活動への支援で、「事業主が自ら実施する事業」又は「事

といつた但し書きを入れてある企業があるかと思いま

業主が委託・出資その他の援助を行う団体」と65歳到達後の高年齢者が委託契約（有償の契約）結び、社会貢献事業に従事する形をとります。

創業支援等措置を講じる際には、過半数労組（ないときは過半数代表者）の同意を得る必要があります。

具体的には、事業主が「創業支援等措置の実施計画」を作成し、過半数代表と話を

し合います。

実施計画は「事業所単位」で定めるのが原則ですが、企業単位で統一した制度を設け、各事業所の過半数代表が合意すれば、企業単位で協定することも可能です。

計画には、創業視点当措置を講じる理由、高年齢者が従事する業務の内容、支払う金額に関する事項等12項目を定めることになります。

高年齢雇用継続給付も縮小される見通し

高年齢雇用継続給付は、60歳で定年を迎える労働者について、企業における65歳までの継続雇用を促進する目的で、平成6年に創設されました。

平成6年とは、高年齢雇用安定法で60歳未満の定年が原則禁止になった年です。それまで企業の多くは55歳定年制を導入していました。

高年齢雇用継続給付は、雇用保険に加入して5年以上の者の60歳到達時点と比較して賃金が75%未満に低下した状態で継続雇用される場合に、60歳以上65

努力義務とは、法令のなかで「～するよう努めなければならぬ」、「～と努めるものとする」といった表現であらわされているもので、「努力すること」が義務付けられています。

「何もしないまま放置する」、「検討はしているが、実際に制度の設計や導入はしていない」状態は、努力義務違反です。また、「高年齢者雇用安定法」は全ての企業に適用されるため、自社に高年齢者がいない場合でも対応する努力義務を負うことになります。

高年齢雇用継続給付金制度の今後について、現在わかっているのは、「令和7年度に60歳に到達する人から給付率を半減させ、その後は段階的に廃止されいく」という方向性です。

令和7年度からとなつているのは、改正高年齢者雇用安定法に定める「65歳までの雇用継続制度」について、現状講じられている経過措置が令和6年度で終了す。

することを受けての対応です。

努力義務とは、法令のなかで「～するよう努めなければならぬ」、「～と努めるものとする」といった表現であらわされているもので、「努力すること」が義務付けられています。

「何もしないまま放置する」、「検討はしているが、実際に制度の設計や導入はしていない」状態は、努力義務違反です。また、「高年齢者雇用安定法」は全ての企業に適用されるため、自社に高年齢者がいない場合でも対応する努力義務を負うことになります。

高年齢雇用継続給付金制度の今後について、現在わかっているのは、「令和7年度に60歳に到達する人から給付率を半減させ、その後は段階的に廃止されいく」という方向性です。

令和7年度からとなつているのは、改正高年齢者雇用安定法に定める「65歳までの雇用継続制度」について、現状講じられている経過措置が令和6年度で終了す。

高年齢雇用継続給付金制度の今後について、現在わかっているのは、「令和7年度に60歳に到達する人から給付率を半減させ、その後は段階的に廃止されいく」という方向性です。

令和7年度からとなつているのは、改正高年齢者雇用安定法に定める「65歳までの雇用継続制度」について、現状講じられている経

コロナ禍を生き抜く 経営ヒント

経営コンサルタント
大井 貴信

噴流式洗濯機を発売。

当時、輸入洗濯機は10万

円を超えていましたが、徹底したコスト削減で3万円

を切る価格で販売。

当時、大卒初任給が1万円に届かない時代で、主婦からは「欲しいけど、贅沢。

夫に買ってとは言えない」、

そして販売店からも「売れない」と厳しい反応でした。

井植氏は普段でも出張時

でも、日々の洗濯に苦労す

る主婦と話し込み、落ちな

い汚れや力を要する洗濯物

の苦労を聞き出しては、洗

濯機の改良を重ねるととも

に、汚れの落とし方を徹底

して調べ上げ、販売の最大

の強味となる洗濯マニュアルを作り上げたのです。

当時、業界最大手の東芝

も開発に乗り出していくも

の、主婦の洗濯の機微に

わざわざ対応する技

術改良を重ね、年間6万台

を超える大ヒット商品に仕

上げたのです。

そうした苦労を潜り抜け

た井植氏はお客様を前に、

「参考文献・プロジェクト

WEB等を活用した新たな営業様式が求められています。今だとしても、この伝え

ば、卵2個分のカロリーを消費します。さらに、時間のロス、肩の凝り。お金に換算すると、280円。洗

濯機なら、25円で済みます。

一家の主婦が洗濯に疲れ、家

事に疲れては、子どもは寂

しがり、ご主人は悲しがり、

家中は暗くなります。しか

し、女性の家事が楽になれば、家族の喜び、楽しみが

増えます。まさに、一家の大変な収入です」と説き、

消費者の心を掴みました。

井植氏は、「困難にあわ

れない人生というものはあり

ません。もしするとすれば、

それは怠けていた証拠であ

る」という言葉を遺してい

ます。

怠惰の誹りを受けないよ

う、努めて、この厳しい局

面を乗り切るために、自社

の足元を見つめ、自社がで

きることを発信していきま

す。

る論理やプロセスは変わるものではなく、自社ができる事、求められている事、応えるべき事、といった脚下を見つめ直した取組みを発信していくことは、時代が

移ろうと変わらないよう

思えます。

徹底した自社の深堀りで

新たな販路チャネルを開い

たり、拡大へとつながる機

会ともなります。事実、こ

うした取り組みで現下の状

況にあっても売り上げを確

保している企業もあります。

井植氏は、「困難にあわ

れない人生といふものはない。もしするとすれば、

それは怠けていた証拠であ

る」という言葉を遺してい

ます。

怠惰の誹りを受けないよ

う、努めて、この厳しい局

面を乗り切るために、自社

の足元を見つめ、自社がで

きることを発信していきま

す。

【参考文献・プロジェクト

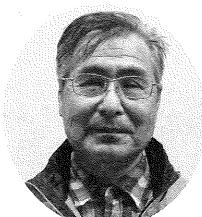
WEB等を活用した新たな営業様式が求められています。今だとしても、この伝え

る事、求められている事、応えるべき事、といった脚下を見つめ直した取組みを発信していくことは、時代が



会員企業リレー vol.29

「大人から子どもまで安心して遊べる場に」



金 治信支配人

《石越支部》
株式会社 いしこし

今回は「チャチャワールドいしこし」の運営されている(株)いしこし様を訪問しました。

株いしこしは、平成6年6月第3セクターとして設立されました。もともと石越町にあった高森公園を国の事業でレクリエーション施設に開発されることとなり、その運営をするため石越町をはじめ地元の様々な団体・個人からの出資を受けて誕生しました。

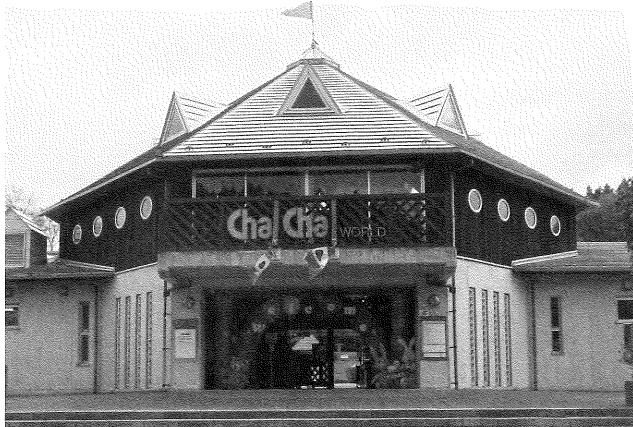
高森公園は子供から大人まで楽しく体験できるレクリエーション施設として、また、「僕らの行きつけ遊園地」として生まれ変わり、愛称を一般公募により「チャチャワールドいしこし」に命名され、平成7年4月オープンしました。愛称「チャチャワールド」の「チャ」は、チャイルドに由来し、子どもとともに大人も童心に帰る世界という意味から命名されました。

小さい子どもも安心して遊べる場所として親しまれ、一昨年には“ゆる～り、ゆったり”をコンセプトにリニューアルオープンし、安心・安全はもちろん、EVゴーカートや3Dシアターなど、小中学生も楽しめるアトラクションが今年度増設されました。

さらに、これから季節は施設内に植えられている3万本のあじさいが県内外から訪れる方々を楽しませてくれるそうです。

現在、体温測定器の設置や遊具ごとの消毒を徹底されているとのことです。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



法人会 トピックス 法人会 トピックス 法人会 トピックス 法人会 トピックス 法人会 トピックス 法人会 トピックス 法人会 トピックス



第21回豊里駅前冬の蛍通り

豊里支部では、令和2年12月から翌年1月に開催された第21回豊里駅前冬の蛍通りの支援をいたしました。

一日も早い新型コロナウィルス感染症の収束の願いも込められたイルミネーションが明るく輝きました。

とよま町中ミュージアム

登米支部では、令和2年10月に開催された、とよま町中ミュージアムの支援をいたしました。

WEBを活用し、バーチャルで登米の歴史的建造物や町並み等が紹介されました。

法人会
トピックス
法人会
トピックス
法人会
トピックス
法人会
トピックス
法人会
トピックス
法人会
トピックス

法人会 トピックス 法人会 トピックス 法人会 トピックス 法人会 トピックス 法人会 トピックス 法人会 トピックス 法人会 トピックス

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

第13回税に関する絵はがきコンクール 優秀作品を表彰！

次世代を担う子どもたちに、税金に理解と関心を深めてもらおうと小学6年生を対象に、税に関する絵はがきコンクールが毎年全国の法人会で開催されました。

令和2年度の仙台国税局管内の応募作品数は、東北6県の小学校697校より19,925点、登米市内では16校より457点の応募をいただき、登米法人会長賞、登米法人会女性部会長賞、佐沼税務署長賞、それぞれ1点を決定し、賞状と記念品を贈りました。

20また、応募全作品を佐沼税務署内に設置された確定申告会場に展示し、期間内にいらした方々にもご覧いただきました。



豊里小学校にて



東郷小学校にて表彰状授与



佐沼税務署内・展示のようす

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス



登米市社会福祉協議会にて

プルタブ・タオル等を寄贈！

女性部会の社会貢献活動として平成16年度から実施している新品タオル・プルタブ・使用済切手の収集活動ですが今年度も部会員や地域の方々からご提供いただき、登米市社会福祉協議会へ寄贈いたしました。

今後もこの活動を続けてまいりますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

女性部会
伊藤ゆみ子副部会長青年部会
三浦 智部会員

市内小学校で租税教室を開催！

青年部会・女性部会では、社旗貢献活動一環として、「税金」の役割と大切さを教える「租税教室事業」に取り組んでおります。

令和2年度は、新型コロナウィルス感染拡大の影響で中止が相次ぎましたが、市内8校で講師を務め、身近にある建物の写真を使って税金が使われているかどうか仕分けしてもらうなどしました。

今後も子供たちに関心を持ってもらえるよう工夫して取り組んでまいります。

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス